

医師との面談時間のお願い

現在、医師をはじめとする病院職員の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省より、すべての医療機関に対して、医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取り組みが求められています。

昨今、働き方の改革が求められ、医師に関しても時間外・休日労働の削減、健康管理の徹底等について、行政から改善指導を受けております。これら諸般の事由により、医師との面談時間を下記の通りとさせていただきます。

これからも利用者の皆さまへ、安心・安全な医療を提供し続けることができるよう努力してまいります。

皆さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■面談時間

平日(月～金)8時30分から17時00分 とさせていただきます。

尚、緊急の場合は、この限りではありません。

医師の都合(外来診療や手術の延長等)により面談が上記時間外になる場合もありますが、ご了承ください。

2023年8月
聖隷沼津病院 病院長